

# 分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会

No. 1 4      2 0 1 0 . 8 . 3 0

発行責任者                      柿本 克彦

編集責任者                      教 宣 部

## B11編成12号車パンタグラフの不具合について

# 社員に責任転嫁は許さない！

8月25日、B11編成12号車のパンタグラフの異常として新横浜駅で発見され、所定運転後、岡山支所で検査されたパンタグラフは、舟体内部のコーベルワイヤー先端取付金具が天井管に接触していたことが発見されました。

その件について、大阪仕業検査車両所では8月27日から点呼において、作業者に問題があったように「周知文」を読み上げています。しかし、それは、不十分な教育・訓練指導を行った管理者の責任を社員に責任転嫁するものです。

## 教育・指導しなかったコーベルワイヤー『かしめ部分』の隙間管理を 覗き込んでチェックするのは当たり前！？

ある社員が科長に「周知文」に疑問をもったので質問しました。すると、舟体部へのコーベルワイヤー取り付けボルトの隙間管理について、科長は『かしめ部分』も覗きこんでチェックするのが当たり前のように言いました。しかしチェックシートには、取り付けボルトの隙間管理が記載されてはいますが、『かしめ部分』の隙間管理は記載されていません。また、訓練はチェックシートにそっての訓練であり「覗きこんでのチェック」は、誰一人も管理者から聞いていません。

## 社員から一人として質問が無かったと言わなかった！

そればかりか科長は、『かしめ部分』の「覗きこんでのチェック」について「社員から一人として質問が無かったと言わなかった」と言い放ったのです。

また訓練において隙間管理の重要性、隙間の不具合によって起こる事象など、何も聞かされてはいませんでした。このような訓練を行った事を棚に上げ、聞かなかった社員が悪いとはよく言えたものです。そもそも十分な訓練を行わなかった会社に責任があるのであり、社員に責任転嫁する事は許さない！

**まず不十分な教育・訓練であったことを認め社員に謝罪するのが常識です。**

**私たち大阪仕業検査車両所分会は安全な車両を提供するためにも、十分な教育と訓練を求めていきます。**